

神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 神奈川県(以下「県」という。)は、住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱(令和7年3月31日国住街第144号、国住市第98号、国住木第110号国土交通省住宅局長通知。以下「制度要綱」という。)に規定する要緊急安全確認大規模建築物等の建築物耐震対策緊急促進事業について、県内市町村が当該費用の一部を補助する場合において、当該市町村に対し、予算の範囲内で、神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号。以下「施行令」という。)、規則、制度要綱、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱(令和7年3月31日国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号国土交通省住宅局長通知。以下「交付要綱」という。)及び国の関係通知の定めるところによる。

(補助対象要緊急安全確認大規模建築物等)

第3 補助金の交付対象となる要緊急安全確認大規模建築物等は、制度要綱に定めるもののうち、県が別紙に定める避難弱者が利用する建築物及び避難生活者の受入施設とし、県内市町村が、当該建築物耐震対策緊急促進事業に係る費用の一部を補助するものとする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、交付要綱に規定する事業のうち、耐震診断に係るものについては、耐震診断に要する費用の額の6分の1以内の額とする。

また、耐震改修に係るものについては、耐震改修に要する費用(設計費、工事監理費、工事費及び第三者評価に要する費用を合算したものとし、建替え又は除却を行う場合にあつては、耐震改修に要する費用相当分とする。)の額の5.75%以内の額とする。ただし、県が定める避難生活者の受入施設にかかる耐震改修については、上記合算額の6分の1以内の額とする。

上記費用の限度額は、耐震診断に係るものについては交付要綱のとおりとし、耐震改修に係るものについては、57,000円/㎡(耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は62,700円/㎡)とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5 申請は、規則第3条の規定によるもののほか、交付要綱及び神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱取扱要領(以下「取扱要領」という。)に定めるところにより、その名宛人は、神奈川県知事とする。

2 補助金の交付を受けようとする市町村は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を間接補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に間接補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時にお

いて当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(添付書類)

第6 補助金交付申請書に添付する書類は、規則第3条第2項の規定によるもののほか、取扱要領に定めるところにより、その名宛人は、神奈川県知事とする。

(交付の条件)

第7 交付の条件は、規則第5条の規定により付するもののほか、交付要綱及び取扱要領が定めるところによる。

(全体設計の承認)

第8 市町村は、補助金の交付対象となる建築物耐震対策緊急促進事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で当該事業を一括して施行する必要がある、かつ施行年度が複数年度にわたる場合は、当該事業に着手する前に、当該事業に係る事業費の総額及び完了予定期日等について、申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式、添付書類及びその提出期限は、取扱要領が定めるところにより、その名宛人は、神奈川県知事とする。

2 消費税及び地方消費税を間接補助対象経費とする場合にあっては、市町村は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 消費税及び地方消費税を間接補助対象経費とする場合にあっては、市町村は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税仕入れ控除税額報告書(第1号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わせること。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団排除)

第11 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、間接補助事業者等が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ間接補助事業者等が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、間接補助事業者等が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、交付要綱及び取扱要領等別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度及び平成27年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成30年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 (第3 補助対象要緊急安全確認大規模建築物等)

県が定める避難弱者が利用する建築物及び避難生活者の受入施設

1 県が定める避難弱者が利用する建築物

用 途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
病院、診療所	階数3以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上

2 県が定める避難生活者の受入施設

用 途	対象建築物の規模
ホテル、旅館 ただし、市町村と避難生活者の受入施設としての協定を締結しているものに限る。	階数3以上かつ5,000㎡以上で県耐震改修促進計画に指定した要件を満たす建築物

第1号様式（用紙 日本産業規格 A4縦長型）
（第10関係）

令和 年 月 日
第 号

神奈川県知事 殿

市町村長

令和 年度 消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

担当者

連絡先電話